

規 約

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第1条 この土地改良区の管理運営に関しては、法令、法令に基づく行政庁の処分および定款に別段の定めがあるもののほかは、この規約による。

第 2 章 会 議

第 1 節 総 代 会

(開議、散会)

第2条 会議は、あらかじめ通知した時刻に始め、通知した時刻に終わる。

ただし、総代会において特に議決したとき、または議長が必要と認めたときは、時間を伸縮することができる。

(出 席)

第3条 総代は、総代会に出席したときは、総代会の招集者にその旨を届け出るものとする。

(開 会)

第4条 総代会の招集者は、出席人員が定数に達したときは、これを議長に報告し議長は開会を宣するものとする。

(議事録記名人の選任)

第5条 議長は議事の開始にあたり、総代会の承認を得て、議事録記名人2人を指名するものとする。

(議長の職務)

第6条 議長は議事の進行をはかるほか、議場の整理に必要な措置をとることができる。
ただし、総代の発言を不当に制限してはならない。

(中途退場)

第7条 総代は、会議中みだりに議場を退くことができない。
ただし、やむを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退くことができる。

(議 事)

第8条 議案は、議長が先ず議題を宣言し、提案者の説明、これに対する質疑、討論および採決の順により確定する。

(發 言)

第9条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。
2 発言は、議題以外のことにはわたってはならない。

(動 議)

第10条 総代は、議事の進行を妨げない限り、他の総代5人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

- 2 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第14条の規定により議決できる事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを総代会に諮るものとする。
- 3 第1項の動議が議案の修正の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。
ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順

(規 約)

次に採決する。

- 4 動議を提出した者がこれを撤回しようとするときは、この動議の提出に賛成した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手、起立または投票のいずれかの方法によるものとし、議長は採決の都度総代会に諮って決定する。

- 2 議長は、書面による議決を加えて、採決の結果を宣言する。

(書面による議決)

第11条の2 次に掲げる事由により、総代会に出席することができない総代は、書面により議決権を行うことができる。

- (1) 大規模災害による、交通の遮断等がある場合
(2) 感染症拡大防止のため、人出に関する制限がある場合
(3) その他、理事会が必要と認めた場合

(委員会付託)

第12条 総代会で必要があると認めるときは、総代会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

- 2 委員会の委員は、総代会において出席した総代（書面をもって議決権または選挙権を行なう者を除く。）のうちから選任する。
3 委員会に付託した議案は、委員会の審査の結果の報告をきいて採決しなければならない。
4 委員会の運営その他必要な事項は、総代会で定める。

(議案、動議の再提出禁止)

第13条 否決された議案または撤回されもしくは議案として付託されなかった動議は、再び同一の総代会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語、その他議事を妨げる行為をしてはならない。
2 会議中総代が議場の秩序を乱すときは、議長はこれを警告し、制止または発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は当日の会議が終わるまで発言を禁止し、または議場の外に退去させることができる。

(議決事項等の報告)

第15条 総代は、総代会で審議された事項およびその結果について、組合員への周知に努めるものとする。

第 3 章 役 員
第 1 節 総 則

(役員の会議)

第16条 役員の会議は、理事会および監事會とする。

(役員報酬)

第17条 役員に対する報酬、その他の給与は、総代会で定める。

(理事長の勤務日)

第17条の2 理事長の勤務日は、週4日とする。ただし、会議等この土地改良区の運営に必要な用件がある場合は、この限りではない。

- 2 前項の勤務日は、曜日をもって理事長が定め、理事会で承認を得るものとする。

第 2 節 理 事

(理 事 会)

第18条 理事会は、年4回以上開催するほか、理事長が必要と認めた場合、または理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

ただし、理事総数の3分の1以上の請求にかかる理事会は、請求のあった日から10日以内に開催しなければならない。

- 2 理事会の招集は、理事長が行う。

- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、5日前までに日時、場所および議案を各理事に通知しなければならない。

ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではない。

- 4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の付議事項)

- 第19条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。
- (1) 定款、規約、利水調整規程および総代会の決議により、理事会に委ねられた事項
 - (2) 総代会の招集およびこれに提出すべき議案に関する事項
 - (3) その他、土地改良区の管理運営上必要と認める事項
- 2 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

(理事会の議決方法等)

- 第20条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。
- 2 理事は、代理人によって議決に加わることはできない。
 - 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
 - 4 理事会は、必要に応じ職員その他の者を出席させて意見を徴することができる。

(理事会の議事録)

- 第21条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。
- (1) 開会の日時および場所
 - (2) 出席した理事および欠席した理事の氏名
 - (3) 議事の要領
 - (4) 決議事項および賛否の数
 - (5) 議事録記名人の選任に関する事項
 - (6) その他議長が必要と認めた事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名押印または署名しなければならない。

第 3 節 監 事

(総括監事)

- 第22条 監事は、総括監事1人を互選する。
- 2 総括監事は監事会を招集し、その議長にあたる。
 - 3 監事は、あらかじめその互選によって定められた順位に従い、総括監事に事故あるときはその職務を行う。

(監 事 会)

- 第23条 監事会は、少なくとも毎事業年度2回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合、または他の監事の請求があった場合に開催する。

(監事会の付議事項)

- 第24条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。
- (1) 監査計画に関する事項
 - (2) 監査細則の設定、変更および廃止に関する事項
 - (3) 土地改良区と理事との契約または争訟についての土地改良区の代表に関する事項
 - (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号、以下「法」という。）第27条の規定による会議の招集に関する事項
 - (5) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書および財産目録（以下「決算関係書類」という。）に係る意見書に関する事項
 - (6) その他、監事の職務執行上必要と認めた事項

(監 事 会 の 議 決 方 法 等)

- 第25条 監事会は、2人以上の監事の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。
 - 3 監事会は、必要に応じ理事、職員、その他の者を出席させて意見を徴し、または事情を聴取することができる。

(規 約)

- 4 監事会には、第21条の規定を準用する。
ただし、「2人」とあるのは「1人」と読み替えるものとする。

第 4 章 業 務 の 執 行

(補助機関)

第26条 この土地改良区に、次の係および委員会を置く。

- (1) 庶務係 (2) 会計係
(3) 事業係 (4) 管理係
(5) 配水係 (6) 用排水調整委員会

- 2 前項の係および委員会に関する規程は、理事会で定め総代会の承認を受けなければならぬ。

(出納主任および個人情報保護管理者)

第27条 この土地改良区に、出納主任および個人情報保護管理者を置く。

- 2 出納主任は、管理職とし理事長がこれを任免する。
3 出納主任は、この土地改良区の現金または物品の出納その他会計事務をつかさどる。
4 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを任免する。
5 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程および監査体制の整備その他個人情報の取扱を行う。

(職 員)

第28条 この土地改良区の職員は、21名以内とする。

- 2 事務局長、参事、課(室)長、課(室)長代理、主幹、係長は管理職とする。
3 第1項に規定するもののほか、次に掲げる者を置くことができる。ただし、再雇用職員で管理職の職にある者にあっては、第1項に規定する職員とみなす。
(1) 再雇用職員
(2) 嘱託員
4 職員の事務分掌に関する規程および職員の任免、給与等に関する規程ならびに再雇用に関する規程は、理事会で定める。

(事業所等)

第29条 この土地改良区は、総代会の決議により、事業所、管理事務所、出張所または見張所を設けることができる。

(勤務時間)

第30条 この土地改良区の勤務時間および定例休日は、次のとおりとする。

- (1) 執務時間
8時45分より17時15分までとし、12時より45分間は休憩時間とする。
(2) 休日
ア 土曜日および日曜日
イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
ウ 12月29日より翌年1月3日

(業務執行に関する細則)

第31条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で、別に業務執行に関する細則を設けることができる。

第 5 章 会 計

(会計年度およびその独立の原則)

第32条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

- 2 収入とは、会計年度における一切の現金の収納をいい、支出とは会計年度における一切の現金の支出をいう。
- 3 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

(会計区分)

第33条 この土地改良区の会計は、一般会計および特別会計とする。

- 2 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て、一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合において、総代会の決議によりこれを設置することができる。

(総計予算主義の原則)

第34条 会計年度における一切の収入および支出は、すべてこれを収支予算に編入しなければならない。

(予算の調製および議決)

第35条 理事長は、毎会計年度収支予算を調製し、年度開始前に総代会の議決を経なければならぬ。

(収支予算の区分)

第36条 収支予算は、収入および支出にあっては、その目的に従ってこれを款・項・目・節に区分しなければならない。

(予備費)

第37条 予算外の支出、または予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。

- ただし、特別会計にあっては、予備費を計上しないことができる。
- 2 予備費は、総代会の否決した費途に充てることができない。

(補正予算、暫定予算等)

第38条 理事長は、収支予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを総代会に提出することができる。

ただし、総代会を招集する暇がなく、かつ当該会計年度の賦課金または夫役現品に増減がない場合に限り、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。

この場合には、理事長は次の総代会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

- 2 理事長は、必要に応じて会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を調製し、これを総代会に提出することができる。
- 3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出または債務の負担があるときは、その支出または債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出または債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第39条 出納主任は、理事長の命令がなければ支出することができない。

- 2 出納主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令または予算に違反していないこと、および当該支出に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出することができない。

(規 約)

(決算関係書類)

第40条 理事長は、毎会計年度の決算関係書類を監事の監査に付し、当該監事の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総代会の承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第41条 各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第42条 売買・貸借・請負その他の契約は、競争入札の方法によらなければならぬ。
ただし、総代会で定める規程により指名競争入札または随意契約によることができる。

(金銭の預入・保管)

第43条 金銭は、総代会で定めた次に掲げる金融機関に預入または保管するものとする。

- (1) 株りそな銀行 本店ならびに茨木支店
- (2) 株三井UFJ銀行 茨木支店
- (3) 株三井住友銀行 茨木支店
- (4) 株みずほ銀行 茨木支店
- (5) 株ゆうちょ銀行 茨木店
- (6) 大阪府信用農業協同組合連合会
- (7) 高槻市農業協同組合
- (8) 茨木市農業協同組合
- (9) 北大阪農業協同組合
- (10) 野村證券株
- (11) 大和証券株
- (12) SMB C 日興証券株

(一時借入金)

第44条 理事長は、収支予算内の支出をするため、総代会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

(出納整理期限)

第45条 この土地改良区の毎会計年度における収入の受入期限および支出の支払期限は、翌年度の5月31日限りとし、同日をもって出納に関する事務を完結する。

2 収入の会計年度所属は、次の区分による。

- (1) 納期の一定している収入は、その納期の末日の属する年度
- (2) 隨時の収入で賦課通知書または納入告知書を発するものは、賦課通知書または納入告知書を発した日の属する年度
- (3) 隨時の収入で賦課通知書または納入告知書を発しないものは、領収された日の属する年度
- (4) 補助金・借入金の類および他の会計から繰り入れるべき収入は、その収入を計上した予算の属する年度

3 支出の会計年度所属は、次の区分による。

- (1) 借入金の元利償還金は、支払期日の属する年度
- (2) 給与その他の給付は、その支給すべき事実の生じた時の属する年度
- (3) 使用料・光熱水費・電話料の類は、その支払いの原因たる事実の存した期間の属する年度
- (4) 工事請負費・物品購入費・運賃の類で相手方の行為の完了があった後支出するものは、支払いをなすべき日の属する年度
- (5) 他の会計に繰り入れるべき経費は、その支出を計上した予算の属する年度

(財務状況の公表)

第46条 理事長は、毎年1回以上、収支予算の執行状況ならびに財産、区債および借入金の現在高、その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

(会計に関する細則)

第47条 会計に関する細則は理事会で定め、監事會および総代会の承認を受けなければならぬ。

第 6 章 事 業 の 執 行

(工事の施行方法等)

第48条 工事は直営または請負とし、執行については総代会で定める規程によるものとする。

2 この土地改良区は、理事もしくは監事が顧問、役員または評議員の職を兼ねる会社、その他の団体に工事の請負をさせることができない。

第 7 章 基 本 財 产

(設 置)

第49条 定款第37条の規定に基づいて、この土地改良区は、災害の復旧その他予測することができない事務、または事業に要する経費に充てる等、区財務の健全な運営に資するため、基本財産を設置する。

(種 類)

第50条 基本財産に属する財産は、次に掲げるものとする。

- (1) 宅地およびその従物
- (2) 基本財産積立金
- (3) 基本財産の運用により取得し、または基本財産のために寄附された有価証券

(積 立 金)

第51条 積立金は、次の各号に掲げる額をもって積立する。

- (1) この土地改良区の不用財産（農道敷、水路敷、堤防敷等）の処分価格に相当する額
- (2) 毎年度予算において定める額
- (3) 事業積立金規程（昭和45年9月1日廃止）に基づく既積立金の額

(管 理)

第52条 基本財産に属する現金は、理事会の議決に基づき第43条に掲げる金融機関により、次に掲げる方法で確実かつ効率的な運用を図るものとする。

ただし、株式による運用は行わないものとする。

- (1) 金融機関への預貯金
- (2) 信託業務を営む銀行への金銭信託
- (3) 国債証券・地方債券・政府保証債券の取得
- (4) 特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得

(積立金の一時運用)

第53条 理事長は、一般会計または特別会計予算の支出をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を、前条の規定にかかわらず、一時運用することができる。

2 前項の規定により、一時運用した積立金は、当該会計年度内に全額戻し入れなければならない。

(積立の停止)

第54条 災害、凶作等の事由によりやむを得ない場合は、理事会の議決により、基本財産積立金の積立を停止することができる。この場合においては、理事長は、次の総代会に報告

(規 約)

し、その承認を求めなければならない。

(処 分)

第55条 基本財産は、総代会の議決を経てこれを処分することができる。

ただし、基本財産積立金にあっては、総代会を招集するいとまがない場合に限り、監事會の承認を経て理事会がこれを処分することができる。この場合には、理事長は次の総代会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(委 託)

第56条 この規約に定めるものを除くほか、基本財産の運用、管理に必要な事項は、理事長が別に定める。

(利息の使用)

第57条 この積立金より生ずる利息は、毎年度全額を一般会計予算に計上し、総代会の議決を得て、これを使用するものとする。

(基本財産台帳)

第58条 理事長は、基本財産台帳を作成し、その財産を種類別に記載しなければならない。

第 8 章 補 則

(組合員でない者の権利の放棄に伴う損失補償金)

第59条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続き後に設定された権利について、法第61条第3項の規定による損失の補償を行った場合には、当該土地（地役権者の場合にあっては、当該承役地）に関して組合員である者に対して、当該補償額の全額を求償することができる。

(補 償)

第60条 法第118条第5項、第119条、第120条および第122条第1項の規定による補償金の額は、被害者より損害見積額を提出させ、これに基づく担当理事の調査報告により理事会が定める。

(施設の破損等の報告)

第61条 組合員は、工作物その他の施設について破損その他修繕を要する箇所があることを発見したときは、速やかに土地改良区に報告しなければならない。

(農地転用等に伴う処理)

第62条 この土地改良区の地区内農地が転用される場合において、農地関係法令に定める意見書および地区除外等処理規程に基づく受理書は、転用面積が20ヘクタール未満にあっては理事長、20ヘクタール以上50ヘクタール未満にあっては理事会、50ヘクタール以上にあっては総代会で決する。

2 この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外および権利義務の決済等に関する規程は、理事会で定め、総代会の承認を受けなければならない。

(電磁的方法)

第63条 定款第40条第1項の電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子メールによる方法

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法

2 定款第41条第2項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。

(1) 電子計算機に備えられたファイル

(2) 磁気ディスク、CD-ROM等

3 前2項に規定するもののほか電磁的方法または電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。

附 則

この規約は、昭和26年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、昭和33年4月24日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、昭和35年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、昭和36年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、昭和38年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、昭和39年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、昭和40年4月1日より施行する。

附 則

1. この規約は、昭和41年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、昭和42年5月19日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、昭和43年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、昭和44年9月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、昭和45年9月1日より施行する。

2. 神安土地改良区事業積立金規程は廃止する。

附 則

1. この変更規約は、昭和46年9月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、昭和48年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、昭和55年3月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、昭和59年9月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、昭和63年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成2年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成2年9月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成3年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成4年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成5年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成6年9月1日より施行する。

(規 約)

附 則

1. この変更規約は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成9年9月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成10年9月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成14年3月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成15年3月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成18年9月1日より施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1. この変更規約は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成31年4月1日より施行する。

ただし、第63条については、大阪府の変更定款認可の日より施行する。

(令和元年6月11日認可)

大阪府指令農整第1281号)

附 則

1. この変更規約は、令和2年4月1日より施行する。

ただし、第19条については、大阪府の変更定款認可の日より施行する。

(令和2年4月14日認可)

大阪府指令農整第1021号)

附 則

1. この変更規約は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、大阪府の変更定款認可の日より施行する。

(令和3年10月11日認可)

大阪府指令農整第1704号)

附 則

1. この規約の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1. この規約の一部改正は、令和5年9月1日から施行する。

(規 約)